

NIPG LPガスレポート

NO.253

◆CONTENTS◆

【業界・市場】5月のLPガス需給動向 -----	1
WHO、電磁波に関する環境保健基準を公開	
2006年度お客様相談件数、価格問題が996件とトップ	
ウィズガスCLUB、第1回全国親子クッキングコンテストを開催	
【行政・規制緩和】LPガス供給設備の無断撤去を禁止する改正LP法省令公布 --	4
経済産業省、電磁界に関する規制・対策についての検討を開始	
産業構造審議会消費経済部会製品安全小委員会の動き	
総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会の動き	
経産省、ガス保安法に基づく処分を検討	
経産省、製品安全対策優良企業を表彰	
【海外動向】7月CP、プロパン、ブタンともに17ドルダウン -----	9
【技術開発】安全機能付ガスコンロ -----	10
《技術開発トピックス》NECソフト、ガス会社向け管理システムを発売 -----	12
高木産業、メンテナンスフリーの遠隔監視システムを発売	
ノーリツ、湯セーブ機能搭載の新エコジョーズを発売	
【エネルギー業界の動き】電力・ガス会社が提携クレジットカードを発行 -----	13
【ニュースヘッドライン】 -----	14
【世界の電力・ガス会社】フランスガス公社(GDF) -----	15

平成19年7月2日

NISSHO PETROLEUM GAS CORPORATION

「NIPG LPガスレポート」は当社のホームページからダウンロードできます。(http://www.nipg.co.jp)

本資料はあくまでも情報提供を目的としているものであって、ご利用に関してはご自身の判断と責任の元でお願いします。つきましては、本資料の情報を参考にとられた行動の結果生じた損害等であっても、当社は一切の責任を負いません。また、本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性に関する責任を負いません。

業界・市場動向

■5月のLPガス需給動向

日本LPガス協会が発表した5月のLPガス需給実績によると、世界的な原油・ナフサ高の影響で化学原料用ブタンの出荷が好調なため、主力の一般用需要は前年同月比2.9%増の144万9,000トンとなった。品種別では、プロパンが同3.9%減の96万4,000トンとなったが、ブタンが同19.8%増の48万5,000トンと、ブタンは3ヶ月連続で2ケタ増となり、プロパンのマイナス分を補っている。特殊用向け輸入船直納分を含めた全体需要は、同2.3%増の146万6,000トンだった。

一方、供給量はプロパンが同0.7%減の102万3,000トン、ブタンは同1.1%減の46万6,000トンで合計は同0.8%減の148万9,000トンとなった。内訳は石油精製の国内生産分が同0.6%増の31万8,000トン、石油化学が化学原料用の出荷増に伴い同44.4%増の2万6,000トン、輸入分が同1.9%減の114万5,000トンとなった。5月末の全国流通在庫は218万5,000トンとほぼ適正水準だった。(需給表-資料編(資料1)参照)

■WHO、電磁波に関する環境保健基準を公開

世界保健機関(WHO)は、電磁波の健康への影響についての初の国際指針である「環境保健基準」を公表した。指針では、電磁波と小児白血病発症との関係を指摘し、各国に対策法の整備など予防策を取るよう勧めている。

基準となる電磁波は送電線の電磁波など周波数の低い「超低周波」が対象。WHOは具体的な規制値を示さなかったが、「常時平均0.3-0.4マイクロテスラ以上の電磁波にさらされていると小児白血病の発症率が2倍になる」との各国の疫学調査の分析結果と同様の結論を採用し、「電磁波と健康被害の直接の因果関係は認められないが、関連は否定できない」と結論づけた。その上で、予防のための磁界測定などの対策をとるよう勧告している。

国内では経済産業省が、新しく設置した「電力設備電磁界対策ワーキンググループ」で送電線などの電磁界対策の検討を6月から開始したばかりで、WHOがまとめた環境保健基準などの動きに合わせて規制強化の検討を行っていく。

■ 電磁波(電磁界)には波長に応じて様々な種類がある。

(超低周波電磁界)

- ・波の長さ(波長)が6,000km[50Hz]、5,000km[60Hz]と長い
- ・遠くに伝わる性質は弱く、**距離とともに急激に弱くなる**

	名称	周波数(Hz)	波長	用途
電	ガンマ線	3×10^{18}	0.0000001 mm	医療
	X線	3×10^{16}	0.00001 mm	材料検査・X線写真
	紫外線	3×10^{15}	0.0001 mm	殺菌灯
	可視光線	3×10^{13}	0.01 mm	光学機器
	赤外線	3×10^{12}	0.1 mm	赤外線ヒーター
磁	サブミリ波	3×10^{11}	1 mm	
	ミリ波(EHF)	3×10^{10}	1 cm	レーダー
	センチ波(SHF)	3×10^9	10 cm	衛星通信
	極超短波(UHF)	3×10^8	1 m	テレビ放送、電子レンジ、携帯電話
	超短波(VHF)	3×10^7	10 m	FM放送、テレビ放送
波	短波(HF)	3×10^6	100 m	アマチュア無線
	中波(MF)	3×10^5	1 km	AM放送
	長波(LF)	3×10^4	10 km	海上無線、IH調理器
	超長波(VLF)	3×10^3	100 km	長距離通信
	超低周波(ELF)	300以下	1000km以上	送配電線、家庭電化製品

(出典:経済産業省資料)

■ 2006年度お客様相談件数、価格問題が996件とトップ

日本LPガス連合会は「2006年度のお客様相談件数」をまとめた。相談件数は合計3,349件となり、2005年度の3,451件に次ぐ件数だった。相談内容は、価格問題が996件とトップで、販売店の移動が673件と続く。2005年度に比べて増加したのは、販売店の移動や保安に関してだった。

価格に関する相談内容は、「料金内容が不明確である」が215件、「地域における平均価格、都市ガスと比較したガス料金を知りたい」が205件と、この2件で約半分を占めている。また、保安に関する相談で「LPガス容器の処理について」が284件、設備所有・関係に関する相談で「販売店を変更時に配管費等を請求された」が238件と、2005年度に引き続き200件以上となり件数の多さが目立つ。

地域別では、神奈川、埼玉、東京が多く、茨城、千葉、静岡なども100件を超えるなど首都圏での相談が目立った。

【2006年度のお客さま相談件数】

	相談内容	件数
LPガスの価格について	料金制度、基本料金及び従量料金の内容が不明確	215
	他販売店と比較し、料金が低い	130
	地域の平均料金、都市ガスと比較したガス料金を知りたい	205
	都市ガスと比較し、料金が低い	44
	料金の値上げについて根拠が不明確	65
	その他	337
	小計	996
販売店の移動について	販売店の変更は可能か	140
	その他	533
	小計	673
設備所有・関係について	販売店を変更しようとしたところ、配管費等を請求された	238
	販売店を変更しようとしたところ、供給設備を撤去してもらえない	16
	供給設備の所有関係について知りたい	25
	その他	127
	小計	406
保安について	保安について	231
	LPガス容器の処理について	284
	小計	515
その他		759
合計		3,349

■ウイズガスCLUB、第1回全国親子クッキングコンテストを開催

ウイズガスCLUBは親子がペアになって競う料理コンテスト「第1回全国親子クッキングコンテスト」の予選を8月から全国8ブロックで開始する。コンテストは、「家族みんなで食べる“あったか”メニュー」をテーマに、制限時間60分以内でできるオリジナル料理を競う。各地方大会代表による全国大会は2008年3月9日に東京ガスの新宿ショールームで開催する。全国大会の審査委員長には料理評論家の服部幸應氏が就任する。

ウイズガスCLUBでは社会活動貢献の一環として食育に関する書籍の発行や「食育指導員養成講座」などの食育活動を行っている。

行政・規制緩和動向

■LPガス供給設備の無断撤去を禁止する改正LP法省令公布

LPガス供給設備の無断撤去を禁止する改正省令が6月27日公布された。公布されたのは「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令」。施行は7月27日。

オール電化住宅への切り替えなどで電気工事業者や都市ガス事業者が、LPガス販売事業者に無断でLPガス供給設備を取り外すことを禁止する。取り外す場合は、電気や都市ガス事業者は事前にLPガス販売事業者に連絡しなければならない。また、LPガス販売事業者は電気、都市ガス事業者が取り外す場合、バルブの閉めや容器を安全な場所へ移動することなどを求められる。LPガス配管撤去についても、LPガス設備工事士の有資格者が実施しなければならない。安全対策を怠った場合は20万円以下の罰金、設備士以外が撤去した場合は3ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金処分になる。経済産業省は、2005年2月に設備を無断撤去しないよう、電気工事業者の団体に注意喚起の文書を送付していたが、その後も事故が発生していた。

■経済産業省、電磁界に関する規制・対策についての検討を開始

経済産業省は総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会の電力設備電磁界対策ワーキンググループ第1回会合を6月1日に開催した。同WGでは送電線などから発生する電磁界について規制や対策について検討する。

国内では電界の規制については電気設備の技術基準で3kV/mを導入しているが、磁界についての基準は定められていない。これまで経済産業省では電磁界に関する生体影響調査や、国内外等の電磁界に関する情報を収集・分析し、シンポジウム・講演会等で提供を行ってきた。同WGではこのほど世界保健機構(WHO)が環境保健基準を公表したこともあり、電磁波の人体への影響について、国内外の研究、国際的な規制の状況などを参考に電磁波に関する規制や対策について検討を行っていく。今後4回審議を行い、秋頃までに報告書を取りまとめる。

経済産業省のこれまでの取組みについては下記のURLから入手できる。

<http://www.meti.go.jp/committee/materials/g70620bj.html>

■産業構造審議会消費経済部会製品安全小委員会の動き

産業構造審議会消費経済部会製品安全小委員会の会合が開催された。会合は、第5回の5月29日を皮切りに、第6回が6月5日、第7回が6月12日と、1週間に1回程度の頻度で開催され、長期間使用されたガス機器や家電製品の点検制度の基本設計について審議が行われた。

第5回会合では、経済産業省が市場出荷後の製品の安全対策の強化に向けた論点を提示した。資料では、長期間製品を使用する場合のメンテナンスに関して、消費者自身が保守管理責任を持つことを原則とした上で、メーカーや販売事業者、国にサポート体制構築を求めている。製品の安全確保の仕組みとしては、①点検・修理制度、②情報伝達サークルの形成を挙げている。点検・修理制度では、まずメーカーが製品に点検時期や点検・修理期間を表示し、次に販売事業者や設置事業者が販売または設置時に点検・修理制度について説明する。情報伝達サークルの形成では、メーカーから製品が消費者の手にわたるまで複数の経路を経る場合は、販売事業者や設置事業者がメーカーに設置先の住所を伝え、メーカーはこの情報を元に消費者に点検日などを連絡するという流れを提案している。

第6回会合では、経済産業省は点検制度の基本設計について案を提示した。案では、各製品ごとに点検目安時期を決めるとともに、点検期間は10年を基本に数年程度を一定期間として設定するとしている。メーカーは点検時期を製品に表示し、消費者がその表示を見て製品を選択できるようにする。点検の対象となる製品は、通常10年以上と長期に使用される製品で、燃焼系のガス機器、石油製品又は高圧・大電流系の電気製品とし、相対的に経年劣化事故が起きやすい設置・組み込み型製品とし、これまでの事故情報から実際に事故発生率が高く、潜在的に危険性が高い製品を選定すべきとしている。メーカーには、消費者が整備や買い替え等の判断が適切な時期にできるように点検応諾義務を課すとしている。また、メーカーの義務範囲を明確にし実効性を高めるためにも点検における技術基準を設定すべきと提案している。

第7回では引き続き点検の通知方法や料金制度など点検制度の基本設計についての審議が行われた。経済産業省は点検の実効性を上げるためには消費者への点検時期の通知が有用であり、また、事故の未然防止のためには、製品についての取扱上の注意点や危害情報が周知されることが有益であるとして、メーカー等と消費者とをつなぐ情報伝達サークルを形成すべきであると提案している。消費者は、製品に添付されているレジストレーションカードに設置場所や所有者氏名などの製品所在情報を記入して販売事業者に戻送する。メーカーは、返送されたカードの記載情報を元に点検通知や事故情報を消費者に提供する。販売事業者は消費者に対してカード返送のサポートを行う。

点検料金については前払い方式より後払い方式による徴収が適当ではないかとの考えを示した。消費者が点検をせずに製品を買い換えた場合、前払いで一律的に料金を徴収することは公平性の面で大きな問題があり、万が一メーカーが倒産した場合には、消費者が点検料金を重複して支払わなければならない可能性があるとして前払い方

式では公平性・適切性の両面で問題があるとした。さらに、徴収した料金を資金としてメーカー等が長期間管理する必要があるため、課税上の問題が生じ、メーカー等の税務管理が煩雑となり、適切性を欠くといった問題点も指摘している。また、後払い方式の場合でも消費者の点検を促す情報サークル等の仕組みが重要であるとしている。

各会合の資料は下記のURLから取得できる。

第5回：<http://www.meti.go.jp/committee/materials/g70604aj.html>

第6回：<http://www.meti.go.jp/committee/materials/g70618aj.html>

第7回：<http://www.meti.go.jp/committee/materials/g70618bj.html>

【点検制度に係る基本設計について】(まとめ)

1. 制度設計における点検期間の考え方

- ・メーカーは、各製品の設計耐用年数を踏まえた点検目安時期を定めるとともに、10年を基本に数年程度の一定期間の点検期間を設定すべきである。
- ・消費者が表示を見て製品を選択できるよう点検目安時期・期間は製品本体に分かりやすく表示すべきである。
- ・事故の未然防止のためには、バスタブ曲線が急上昇するよりも前に点検時期を設定し、この段階で消費者に通知して点検を促すようにすることが重要である。
- ・同品目の製品であっても、メーカーは多様な商品戦略の下で製品を製造しており、これを踏まえた期間設定が行われるべきである。

2. 対象とすべき製品の考え方

- ・対象製品は、長期に使用(通常、10年超)される製品のうち、火災や一酸化炭素中毒等の原因になりやすい燃焼系のガス機器、石油製品又は高圧・大電流系等の電気製品のうち、消費者自身によるメンテナンスが難しく、経年劣化による事故発生率が高い「設置型・組込型製品」とすべきである。
- ・今までの事故情報を踏まえ、実際に経年劣化による事故発生率が高く、使用環境、製品の特性等を勘案し、潜在的に危険性が高いと考えられるものを選定すべきである。

3. 本制度における「点検」とは

- ・潜在的な危険性を有する製品については、長期使用時に消費者が適切な時点で整備や買い換え等の判断ができるようにする制度が必要であるため、消費者からの要請に対するメーカー等の点検応諾を義務化すべきである。
- ・指定製品の点検については、点検の義務範囲を明確にし、実効性を高める等のため「技術基準」を設定する。
- ・製品の購入時には点検時期等の制度の内容について、点検受検時には点検結果を受けて取るべき対応の選択肢(整備、買い換え等)等について、消費者に伝えるべきである。

4. 本制度における点検後の対応について

- ・点検の結果、整備可能な状況であれば、製品に関して、部品の保有期間等予め点検・整備について主要な事項の情報が提供されることによって、消費者はその情報を基に製品を選択でき、メーカーでも表示した内容に基づき適切に対応するような仕組みを構築する。

5. 製品への表示等について

- ・製品への表示については、①製造年月、②点検期間の2項目を必須事項とするとともに、消費者の購入の際の判断等になるよう、取扱説明書などにおいて、点検・整備に関する主要事項を記載すべきである。

6. 情報伝達サークル形成スキーム

- ・消費者の行う点検の実効性を上げるには、消費者に対し点検時期の通知がなされることが有用であり、事故未然防止のためには、定製品についての取扱上の注意点や危害情報が消費者に対して周知されることが有益であると考えられる。そのために、メーカー等と消費者とをつなぐ情報伝達サークルを、販売事業者等との連携により形成すべきである。
- ・消費者は、レジストレーションカードに製品所在情報(設置場所と所有者氏名)を記入し、販売事業者に渡し、メーカーは、返送されてきたカードに記載情報を集約・管理し、点検促進するため、点検時期到来前に、カードの情報を元に点検通知をするべきである。
- ・販売事業者がレジストレーションカードをメーカー等に返送するサポート業務を行う。

7. 点検料金の徴収方法について

- ・消費者によっては点検を受検せずに製品を買い換える場合もあり、前払い方式で料金を徴収することは公平性の面で大きな問題がある。
- ・販売時点で約10年後等の点検に必要な経費を予測することは難しいため、点検時点における合理的な点検料金を設定するには、後払い方式が適している。
- ・メーカー等が倒産した場合には、前払い方式では消費者が点検料金を再度重複して支払わなければならない可能性があり、公平性・適切性の両面で問題がある。
- ・前払い方式の場合、徴収した料金を資金としてメーカー等が長期間管理する必要があるため、課税上の問題が生じ、税務管理が非常に煩雑となり、適切性を欠く。
- ・以上から点検料金は後払い方式による徴収が適当。その場合には、消費者の点検を促す情報サークル等の仕組みが重要である。

■ 総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会の動き

総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会第10回会合が6月14日に開催された。省エネルギー目標の強化検討が開始され、特にエネルギー消費の半分弱を占める産業部門とエネルギー消費増加の著しい民生部門の対策について、規制と支援の両面から検討が行われた。

産業部門では、工場・事業所ごとに加え、企業単位・事業部単位での省エネルギーの取組みを評価する仕組みを作る。また、資金、技術、人材等の問題で取組みが遅れがちな中小企業への支援を強化する。業務部門では事業場の取組みを業種、事業ごとに客観的に評価する仕組みを作り、複数の事業場を有する企業の場合、企業単位の省エネ取組みを評価する仕組みを作る。さらに対策が遅れている家庭部門では住宅と設備を一体化した省エネ基準の整備をすることで住宅全体の省エネ化を図っていく。

今後は、省エネルギー部会の下に「政策小委員会(仮称)」を設置して検討し、年内を目途に省エネルギー対策の方向性について取りまとめる予定だ。

■経産省、ガス保安法に基づく処分を検討

経済産業省原子力安全・保安院は、6月7日、8日及び14日にグロリアガス株式会社に対して「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく立入検査を行った。保安業務等の実施内容に不適切な内容が認められたため、供給開始時等点検・調査、法定書面の消費者等への交付等の保安業務の実施状況について7月23日までに報告するよう指示した。

原子力安全・保安院が甲府市と仙台市の事業所で、ガスボンベや湯沸し器など燃焼機器の点検状況を調べたところ、期限内に点検されず、未点検のケースが見つかった。また、点検等の保安業務で委託契約を締結していない事業者を実施させていたことなどが判明した。原子力安全・保安院は同社からの報告後、業務改善命令などの行政処分を検討する。

さらに、同院はアストモスガスセンター大阪に対して、期間内に保安業務の認定更新を行わなかったことに対して嚴重注意するとともに、保安機関としての地位を失効以降行った、又は行う予定だった保安業務の実施内容についての報告を求めた。同社は毎年の保安業務実施状況等の報告を行っていなかったことも判明した。

原子力安全・保安院は、2006年度には10社に立入検査を行っており、そのうち4社に嚴重注意や業務改善命令などを行った。同院は、2005・2006年度に複数の重大な法令違反事例が発覚したことを受け、法令遵守の徹底などを掲げた保安対策指針を3月に公表したばかりである。

■経産省、製品安全対策優良企業を表彰

経済産業省は、製品安全に積極的に取り組むメーカーや販売事業者を対象とした「製品安全対策優良企業表彰」制度の2007年度の募集を開始した。同省では表彰制度を通じて安全面で優れた企業を消費者に紹介していく考えだ。

同制度は、消費生活用製品のメーカー、輸入事業者、小売販売事業者で、最終完成製品を取り扱う事業者を対象とし、部品を取り扱う事業者は対象外である。評価の対象期間は2004年4月1日から2007年3月31日までの3年間。審査基準は、経営方針の明確化、法令順守体制の構築などの企業行動評価と、製品事故対応や苦情対応の状況などについて消費者等からの満足度や評判を対象とする対外的評価から構成される。

表彰は大企業、中小企業別にメーカー・輸入事業者部門、小売販売事業者部門ごとに上位3位を「製品安全対策優良企業」として認める。「製品安全対策優良企業」の有効期間は2年間で、表彰された企業はその間、優良企業として宣伝・広報することが認められ、製品安全をイメージしたロゴマークの使用も認められる。応募受付期間は6月25日から8月20日まで。

詳細は次のURLから取得できる。<http://www.sg-mark.org/>

海外動向

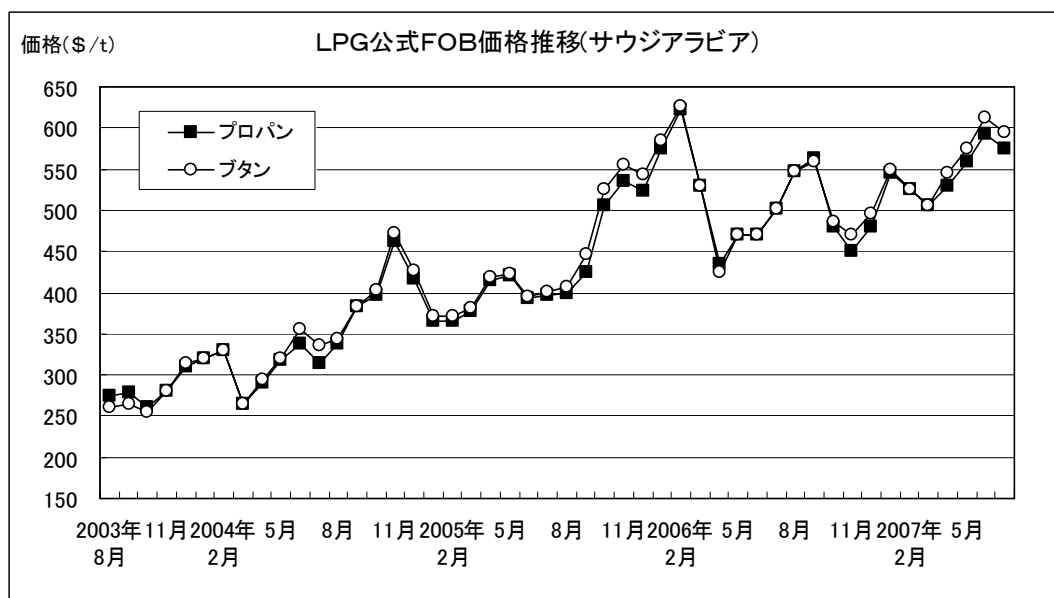
《7月CP、プロパン、ブタンともに17ドルダウン》

サウジアラビア7月積CPは、プロパン575ドル(前月比17ダウン)、ブタン595ドル(前月比17ドルダウン)となった。新年度に入り65ドル付近にあったWTIは、6月に入ってから右肩上がりの上昇に転じ、7月に入ってから70ドルを突破した。米国・欧州で製油所の大規模な定期修理が随時再稼働しているものの、依然として90%程度の稼働率にしか回復していない状況で、ドライブシーズンが近づいたことが値を押し上げた一つの要因と考えられる。アラビアンライト原油は6月初めに64ドル半ばを付けた後、多少の高低をつけながら上昇し、中旬に68ドル代まで上昇したが、月末に66ドル代後半に下がった。アラビアンライト原油の月間平均値は、5月が64.61ドル、6月が65.79ドルと約1ドル上がったものの、CPは下がるという状況となった。先月は、5月末にアラムコが行ったスポット取引(6月末積み、プロパンが590ドル半ば、ブタンが610ドル半ば)が指標となり、6月CPを押し上げたが、6月末には斯様な取引がなかったことが、7月CP価格を押し下げたと考えられる。ブタンについては、更に、先月は高値安定していたナフサ価格(日本到着価格で720ドル程度)が、6月は670ドル～680ドル近辺に落ち着いたことも、値を下げた要因であると考えられる。

北海積み価格は、プロパン562.5ドル(前月比2ドルダウン)、ブタン552.5(前月比18.5ドルダウン)となった。アルジェリア積み価格は、プロパン560ドル(前月比変わらず)、ブタン567ドル(同12ドルダウン)に設定された。このレベルであれば、中東のカーゴが欧州に仕向けられる可能性は低い。

《原油・LPガスの今後の見通し》

今後の見通しとして、原油(WTI)は製油所の稼働率が上昇し、在庫が回復することと、ドライブシーズンに入り、ガソリン需要が増加していくこととの綱引きで、70ドル近辺を上下する動きが予想されるが、ハリケーンの懸念が出てくれば、一気に昨年の史上最高値である78ドルを向う展開も考えられる。LPGは、夏場の不需求期に入っていくため、基本的には、原油対比の価格は安くなっていくと予想されるが、7月に入ってから、原油、ナフサともに上昇傾向にあり、それに伴いLPG価格の絶対値も高くなることも考えられる。



技術開発

《 安全機能付ガスコンロ 》

近年の建物火災の出火原因ではコンロ(電気含む)を原因とする火災が全体の約18%を占めています(消防庁の発表)。出火原因別の件数では放火・たばこ・ストーブを上回っており、従来から対策が急務となっていました。

【過去3年間のコンロが原因による建物火災件数】

	2004年(確定値)	2005年(確定値)	2006年(概数値)
件数	5,853件	5,926件	5,897件
全体からの割合	17.6%	17.9%	18.7%

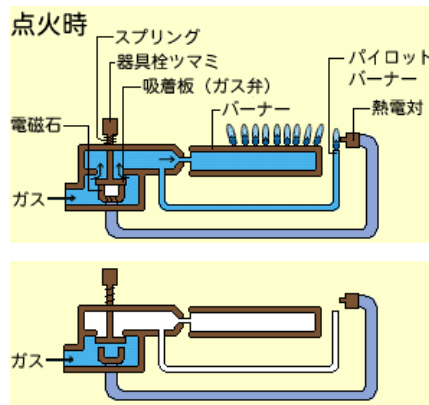
以上のような背景から、経済産業相の諮問機関である消費経済審議会は2007年4月3日、火災発生の原因となっているガスコンロに安全装置の設置を義務付ける答申案を了承しました。

既にこれに先行した対策として、ガス業界と関連諸団体は、「あんしん高度化ガスコンロ普及開発研究会」を2006年2月9日に発足させ、2008年4月以降に製造するコンロの全てのバーナーに天ぷら油過熱防止装置とコンロ消し忘れ消火機能を標準搭載するという目標を掲げています。

ガスコンロに搭載されている安全機能には下記のようなものがあります。

【ガスコンロに搭載されている安全機能の例】

天ぷら油過熱防止機能	温度センサーにより鍋底の温度を感知し、温度が約250℃より高くなると自動的に火力を調節したり、消火する機能
立消え安全装置	<p>煮こぼれや風などで火が消えたら、自動的にガスを止めガス漏れを防ぐ機能</p> <p>【点火時】 バーナーの炎で熱電対を加熱すると、熱起動による電流が流れて電磁石が働き、吸着板(ガス弁)がくっついてガスを通す。</p> <p>【消火時】 バーナーの炎が消えると電流が流れなくなって電磁石が働きなくなり、吸着板が離れてガスをとめる。</p>



(出典: 日本ガス協会ホームページより)

消し忘れ 消火機能	消し忘れたときには自動で消火する機能(タイマー機能)
鍋なし検 知	コンロの使用中に五徳から鍋を外すと小火になったり、そのまま使用しないと一定時間後に自動消火したり、鍋のない状態では点火しない機能
焦げつき 自動消火	煮ものなどの時、お料理の焦げつきを検知して自動的に消火する機能
感震停止	機器本体が一定の揺れを感知すると、自動消火する機能
中火点火	ハイカロリバーナーは中火で点火し、いきなり大きな火が出ない機能
グリル過 熱防止機 能	グリル庫内が異常に高温になると安全のため自動的に消火する機能

大阪ガスでは天ぷら油過熱防止装置「あげルック®」と立ち消え安全装置「消えルック®」の2つの安全装置をビルトイン型ガスコンロ(ーロコンロは除く)の全バーナーに搭載したと2007年5月に発表しました。

【大阪ガスの安心センサー】



近くLPガス法やガス事業法の施行規則が改正されれば、立ち消え安全装置と過熱防止装置の搭載をガスコンロ全口に義務付けることになるので、今後ガス機器メーカーはこれに対応していくことになるでしょう。

技術開発トピックス

NECソフト、ガス会社向け管理システムを発売

NECソフトは、ガス販売会社向けの業務管理システム「GasAssistPro(ガスアシストプロ)」を発売した。社内各部門や販売店の顧客情報などが一元管理でき、顧客数が数万件以上の中堅LPガス業者が対象となる。

システムは顧客情報を中心に設置機器などの情報管理や工事の見積書作成などを行える。データベースを元に季節変動指数、検針実績などを算出して高精度のガス配送の予測ができ、配送効率向上と安定供給を可能にする。価格は1セット800万円から。

高木産業、メンテナンスフリーの遠隔監視システムを発売

高木産業は、24時間リモート監視で導入先でのメンテナンスがフリーとなる業務用マルチ温水システム向け「新型遠隔監視システム(MT-2)」を7月2日から発売した。

マルチ温水器を制御するコントローラーにオプション追加する。NTTドコモの通信データ回線「FOMA回線」を利用し、同社のデータセンターの監視サーバーで導入先の温水システムの運転状態を24時間監視する。システムに異常が発生した場合、データセンターから全国サービスセンター(SC)へアラーム内容が自動通報される。メンテナンス状況はSCから導入先へ電話で連絡がいき、必要に応じて修理手配が行われる。また、SCはアラーム内容を解析し、必要に応じて故障した給湯器を遠隔でリセットし、復旧させることもできる。システムの運転状態は常時チェックされているので、消耗部品の交換時期やメンテナンスの時期なども予測できる。

サービス費用は、新型遠隔監視システムが196,000円、維持管理費は月額3,000円である。

ノーリツ、湯セーブ機能搭載の新エコジョーズを発売

ノーリツは、ガス温水暖房付きふろ給湯器「ユコア GTH エコジョーズ」の新シリーズとして、湯セーブ機能搭載の「GTH-C2438シリーズ」を6月25日から発売した。湯セーブ機能はリモコンの「湯セーブ」スイッチを押すだけで最大出湯量を1分間に8リットルに制限できる。

標準装備のリモコンは「わかりやすい」「使いやすい」「親しみやすい」をコンセプトに開発されたデザイン性の高い商品。日常よく使用するスイッチのみを前面に配置し、温度調節等のスイッチは蓋の中に配置した。台所リモコンは「ホワイトバックライト液晶」、浴室リモコンは「蛍光管表示」と、それぞれの場所に応じて見やすい表示にしている。さらに、運転スイッチがオフの状態でも「自動ふろ配管クリーン」機能が作動する。

エネルギー業界の動き

■ 電力・ガス会社が提携クレジットカードを発行

クレジットカードによるガスや電気料金の支払い利用者は、カード会社のPRなどもあり年々増加しているが、最近では、電力・ガス会社が自社ブランドなどを冠したクレジットカードを発行しはじめた。

「東京電力Switch！カード」は、東京電力が三菱UFJニコスと提携して発行するクレジットカードだ。2007年4月20日より会員募集を開始した。東京電力の電気料金をはじめとする各種公共料金などの支払いに対して、ポイントを優遇する点が特徴だ。

通常はカードを利用した場合、利用金額1,000円につき1ポイントたまる。「東京電力Switch！カード」は、東京電力の電気料金のほか、NHK受信料、新聞、ガス、携帯・固定電話、ISP、有料放送、保険など幅広い料金の月々の支払いに同カードを使用すると2倍のポイントがつく仕組み。さらにオール電化の顧客が電気料金を支払った場合は4倍のポイントがつく。対象となる事業者は30社と幅広く、今後も拡大する計画だ。

ポイントを利用できるサービスもカード会社の商品だけでなく、ANAのマイレージや伊勢丹、高島屋、東急、三越の4つのデパートの商品券やカードポイント、JTBやKDDIのポイントへ移行できる。2年目以降の年会費はカードで電気料金を支払った場合は無料となる。

関西電力が発行している「はぴe VISAカード」は、オール電化に絞ったカードだ。オール電化契約の顧客が利用した場合、電気料金支払いのほか「はぴeポイント加盟店」での利用にポイントを加算する。オール電化でない顧客の場合は、月々60ポイントを自動で積み立てられ、将来オール電化になった時点でまとめて利用できる形をとっている。また、カード加入者は「はぴePiTaPaカード」や「ETCカード」も作ることができ、はぴeポイントを「PiTaPa」のポイントに移行することもできる。

一方、ガス会社では東京ガスが「+HAPPY UC カード」を発行している。ガス料金の支払いやガス機器を購入した場合のポイントが優遇されるなど基本的にガスにメリットを絞っている。ガスの利用月やガス機器を購入した月にポイントの加算率が変わる仕組みで、3月～11月検針分のガス料金はポイントが2倍、ガス使用量が増える12月～2月の検針分はポイントが3倍になり、東京ガスの「エネスタ」でガス機器等を購入もしくは修理した場合は4月～9月はポイントが2倍、10月～3月は5倍になる。カードは年会費無料で、電子マネー「Edy」も搭載されている。

電力・ガス会社では、ポイントなどの独自の特典を拡大し、ガスやオール電化の普及促進を図る手段として会員規模拡大に力をいれている。さらに、ガス・電気の利用だけでなく、他社と連携したマーケティングなど今後の事業展開に伴う顧客づくりへの一環としても注力している。

ニュースヘッドライン

《LPガス業界関連》

- ◆ 価格問題996件、販売店の移動673件 (06/04 日刊プロパン・ブタン情報)
日連18年度相談件数3,349件、首都に集中
- ◆ 元売機能強化と収益基盤拡大で持続的成長 (06/04 日刊プロパン・ブタン情報)
住商LHと住商LPGが合併、販売量53万t
- ◆ 助成金や貸与制度などでバルク積極推進 (06/07 日刊プロパン・ブタン情報)
全農広島、設置数1,456基、さらに加速へ
- ◆ 災害時、プロパンガス供給 都城市、県エルピーガス協と協定＝宮崎 (06/08 読売新聞)
- ◆ エコカーワールド07、最新LPG車に注目集まる (06/12 日刊プロパン・ブタン情報)
- ◆ Jエナジー鹿島製油所、プロパンガスの充てん設備稼働 (06/12 日経産業新聞)
- ◆ 三井物産・丸紅、LPG事業、来年4月めど統一住商は離脱 (06/13 日経産業新聞)
- ◆ 九州コラボが7月9日に発会式、電力攻勢に対抗 (06/13 日刊プロパン・ブタン情報)
- ◆ 一高たかはしなど、LPG、モンゴルで供給拡大、貯蔵量倍増へ (06/15 日本経済新聞)
- ◆ どばしガス展、ing発案のクイズラリー奏功 (06/18 日刊プロパン・ブタン情報)
- ◆ ウィズガスCLUB、食育推進、料理コンテストで全国大会 (06/19 日刊プロパン・ブタン情報)
- ◆ 東邦液化ガス、愛知県三好町に充填所建設へ (06/19 日刊プロパン・ブタン情報)
- ◆ LPガス・CO一体型警報器の商品化に可能性 (06/19 日刊プロパン・ブタン情報)
保安高度化視野に火報器との複合型も
- ◆ 配送日遅らせると、年600万円超経費削減も (06/20 日刊プロパン・ブタン情報)
ミノス18年度構改調査、前倒し配送是正で実現
- ◆ インドネシアでLPG事業、伊藤忠、360億円で輸入基地 (06/22 日本経済新聞)
- ◆ 昭和シェル・住商LPG事業統合、業界再編、一段と加速、元売り乱立、合理化遅れ (06/29 日本経済新聞)

《行政関連》

- ◆ 家電、ガス機器の「車検」制度導入へ (06/01 日刊プロパン・ブタン情報)
経済省が集中審議開始、臨時国会成立目指す
- ◆ 無断撤去禁止の改正法令、7月中旬にも施行 (06/07 日刊プロパン・ブタン情報)
関係省庁と調整、中旬から下旬には公布か
- ◆ ガス機器点検時期、経済省が設置・組み込み型10年案 (06/11 日刊プロパン・ブタン情報)
- ◆ 07年度問題対応で「熟練者登録制度」創設 (06/12 日刊プロパン・ブタン情報)
埼玉県、高圧ガス保安維持へ7月から募集開始
- ◆ 省エネ部会再開、省エネ目標強化検討を開始 (06/18 日刊プロパン・ブタン情報)
- ◆ LPガス販売の「グロリア」、ずさん点検 経産省、処分を検討 (06/23 朝日新聞)
- ◆ 保安院、立入検査ポイントを公開方針 (06/25 日刊プロパン・ブタン情報)
業界の積極的な保安対策に期待
- ◆ 経済省、家電業界に実態把握を指示 (06/26 日刊プロパン・ブタン情報)
- ◆ 無断撤去禁止の改正省令、7月27日施行 (06/29 日刊プロパン・ブタン情報)

《技術開発関連》

- ◆ 新日石、10kw級燃料電池の運転で累積1万時間を達成 (06/06 日刊工業新聞)
- ◆ 家庭用燃料電池、09年度から販売／三洋電機 (06/07 読売新聞)
- ◆ NECソフト、ガス会社向け管理システム (06/12 日経産業新聞)
- ◆ ノーリツ、湯セーブ機能搭載の新エコジョーズ給湯暖房機発売へ (06/26 日刊プロパン・ブタン情報)
- ◆ 高木産業、新ドレン処理方式採用の新エコジョーズ発売 (06/27 日刊プロパン・ブタン情報)

フランスガス公社(GDF)

■企業概要

フランスガス公社(GDF)は、1946年に「電力・ガス国有化法」により設立した国営ガス企業であったが、2005年7月に政府の出資比率を80%まで引き下げる部分民営化が実施された。天然ガスの製造、輸送、販売を世界レベルで行う欧州を代表するガス会社で、全従業員は5万人、そのうち32%がフランス国外で従事している。GDFの組織は、EU指令で定められている「ガス輸送部門と販売部門の分離」に沿い、「探鉱・開発」、「トレーディング」、「インフラストラクチャー」、「配給」、「サービス」の5部門に分割されている。

2006年の売上は270億6,420ユーロであった(前年比21%増)。フランス国内の天然ガス販売量は、天候不順を反映して前年より1.2%減少したが、ガス販売価格が上昇し、国外へサービスやエネルギー供給先を広げた結果、国外分が寄与し、販売量全体では大幅な増加となった。GDFは、EU域内のガス市場の規制撤廃、国内ガス市場の完全自由化の進展に対応して、海外事業でシェアを獲得するため合併などグループ企業を拡張した。その結果、2006年には売上全体に占める国外の比率が39%と、2年間でほぼ2倍になった。さらに、欧州の各国同様、フランスでも電力自由化が進み、GDFグループのフランス国内の電力販売量は2006年時点で30億3千万kWhと、前年に比べ17%増加した。

GDFは国産の天然ガスが少ないフランスを拠点としているためガス田の開発が送れていたが、近年は相次いで権益を取得している。ヨーロッパ天然ガス市場で販売するガスの15%を自前の上流資産権益とする目標を掲げ、ノルウェー、ロシア、アルジェリア、ニュージーランド、英国、エジプト、ナイジェリア、リビアなどで権益を確保した。2006年の天然ガス調達量は6,390億kWhと、欧州でも有数の天然ガス販売事業者となった。

GDFのLNG基地はフランス国内に2ヶ所あるが、2006年の受入量が新記録となる2,370万m³に達し、欧州で2番目の受入量となった。2ヶ所のLNG基地、Fos TonkinとMontoir-de-Bretagneは併せて年間170億m³の再ガス化能力を持つ。フランス地中海沿岸にあるFos Tonkinはアルジェリアやエジプトから、大西洋沿岸のMontoir-de-Bretagneはアルジェリアやナイジェリア、エジプトからLNGを受け入れている。

天然ガス輸送に関しては、子会社のGRTgazが国内のほとんどの輸送システムを管理・運営している。GRTgazは、全長31,610kmのパイプラインや27のコンプレッサー拠点、4,300のデリバリー拠点の他、ドイツやスロバキア、チェコなどに12の貯蔵施設があり、2006年の貯蔵量は90億m³であるが、これはフランス国内消費量の約20%にあたる。GRTgazは輸送システムの開発やコンプレッサーの近代化などのために、2006年に前年比24.5%増の約2億4500万ユーロを投資した。

欧州エネルギー市場の規制緩和に対応するため、GDFは海外の子会社の再編成を進めている。イタリアではArcalgasやItalcogimの配送事業を一つにし、マーケティングや販売事業は

Energie Inbestimenti(株式40%を取得)に移行した。さらにCamfinを買収した結果、イタリア国内に80万の顧客を持つイタリア天然ガス市場の主要企業となった。スロバニアのガス会社、SPPから国際配送業務を分離し、ハンガリーでは、2つの天然ガス配送子会社、EgazとDegazの相乗効果を出すため両社のマーケティングと販売事業を一緒にした。

2006年2月25日、当時のド・ヴィルパン首相はフランスのエネルギー多国籍企業スエズとGDFの合併を発表した。イタリアの大手電力会社エネルによるスエズ買収の阻止と、両社の合併による世界最大のLNG会社の誕生を目指したとされている。合併にはフランス政府が保有するGDFの株式を80%から34%まで引き下げる必要があった。政府は同年9月の下院議会で保有率を約3割に引き下げる法案を可決し、2006年内に合併を目指していたが、2006年末に仏憲法評議会が合併は2007年7月1日以降が妥当との判断を示し、合併は2007年以降に持ち越されている。

■最近の投資状況

欧州では天然ガス需要が2015年までに現在の2倍になるといわれている。GDFは需要拡大に対応するため、2010年までに天然ガスの貯蔵量を100億 m^3 とすることを目標にしている。この目標達成のため、2006年には既存施設の近代化と拡張に1,150万ユーロを投資し、Etrez、Saint-Clair-sur-Epteなど12の既存施設の能力強化と、北フランスのHauterivesとパリのTrois-Fontaines southeastの2カ所で新設を行っている。

GDFの2006年の投資計画は、油田の探鉱・開発やLNG基地の建設などに重点を置いている。2006年末からMontoir-de-Bretagne基地の再ガス化能力の強化や配送技術の改良を行い、天然ガス配送能力を現在の年100億 m^3 から2011年には年125億 m^3 、2014年には年165億 m^3 に増強していく計画だ。またTotalと共同で3番目のLNG基地Fos Cavaou(2007年末初出荷予定)を建設している。同基地の再ガス化能力は年82億5,000万 m^3 で、最大級のLNGタンクに対応できる防波堤をもつ。

海外のLNG上流権益については、ガスピロムから年間約120億 m^3 を調達する契約を2030年まで、アルジェリアのSonatrachとは年間10億 m^3 を20年間調達する契約を延長した。SonatrachからのLNGの輸送はMegdasの地下パイプライン(2009年までにアルジェリアとスペインを繋ぐ予定)経由で運ぶ予定で、この契約によりGDFのスペイン市場での地位がさらに強化されることになる。

GDFグループは2005年に電力供給のための長期契約をEDFと締結した。2006年からブルターニュのSaint-Brieuc(発電能力200MWe)発電所や地中海のFos-sur-Merのコンバインサイクル天然ガス発電所(同425MWe)の発電能力を強化する開発を進めている。さらにスペインのCartagenak操業や南フランスの発電所の建設に着手し、2006年にはMaja Eolisを建設して風力発電にも参入した。最近では2007年1月10日に、GDFとスエズの子会社であるElectrabel FranceがFos-sur-Merで2つの発電所(同約425Mwe)の開発について協力する契約を締結している。